

和 指 第 5 2 9 号
令和 6 年 1 2 月 2 6 日
(2024年)

各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所
各 居 宅 介 護 支 援 事 業 所
各 介 護 保 険 施 設
各 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 第 1 号 事 業 所

} 代表者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

「電子申請・届出システム」の導入について

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年度末（令和8年3月31日）までに介護事業所の指定に係る申請及び届出事務において、厚生労働省が運営する電子申請・届出システムの利用開始が義務化されることに伴い、本市におきましては、令和7年2月1日より導入することとします。

つきましては、本システムの利用に際し、具体的な内容については次のとおりとなります。

1. 「電子申請・届出システム」について

「電子申請・届出システム」とは、厚生労働省が運営するシステムであり、介護サービスに係る指定及び介護給付費算定に関連する申請・届出について、パソコン等端末の画面上で直接、申請書又は届出書及び付表の入力ができるほか、添付書類をシステム上で提出することができるため、介護サービス事業者の申請・届出に係る業務負担が軽減されることが期待されます。

※原則、「電子申請・届出システム」の利用での申請とします。「G Biz ID」の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は従来の来庁による窓口での提出又は郵送による提出も可能としますが、
「電子申請・届出システム」の積極的な利用をお願いします。

2. 「電子申請・届出システム」の利用に係る準備

①「G Biz IDアカウント」の取得

「電子申請・届出システム」の利用には、デジタル庁が運営している「G Biz IDアカウント」の取得が必要です。「G Biz IDアカウント」の取得については、令和6年11月20日付け通知「和指第457号「G Biz IDアカウント」取得について」又はデジタル庁ホームページをご確認ください。

デジタル庁 G Biz ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

②電子による添付書類等の準備

添付書類については、本市ホームページに掲載している様式をダウンロードして作成してください。なお、手書きによる紙媒体にて作成した場合は、スキャナー等を利用して電子媒体（PDF）化する必要があります。

本市ホームページ「各種申請・届出書類等様式集（ページ番号：1003147）」
(<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003147.html>)

本市ホームページ「介護給付費算定に係る届出等様式集（ページ番号：1003137）」
(<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>)

③登記情報提供サービスの利用準備

新規指定申請や法人情報変更による変更届出の際、法人登記事項証明書の提出を求めています、
「電子申請・届出システム」を利用して届出を行う場合「登記情報提供サービス」を利用することができます。

登記情報提供サービスの利用開始にあたり、管理者IDと初期登録パスワードを取得してください。
詳細につきましては、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)

3. 「電子申請・届出システム」の利用

「電子申請・届出システム」の利用にあたっては、本市ホームページ「介護サービス事業者の指定申請等に係る電子申請・届出システム（ページ番号：1059679）」内にある「電子申請・届出システム（外部リンク）」をクリックすると、「電子申請・届出システム」の運営ページに繋がりますので、ご利用ください。

また「電子申請・届出システム」の操作方法等の確認ができるデモ環境での利用が可能です。デモ環境についても、同ページに外部リンクを張っておりますのでご活用ください。

本市ホームページ「介護サービス事業者の指定申請等に係る電子申請・届出システム（ページ番号：1059679）」
(<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1059679.html>)

※デモ環境ご利用にあたり、情報の送信まで操作が可能となるため、情報入力の際に個人情報（管理者又はサービス提供責任者の氏名・住所等）の入力は避けてください。なお、情報については、本市のデモ環境に受信されます（デモ環境であるため、申請又は届出の受付はできません）。

※デモ環境にて入力された内容は、毎日午前12時に自動的に削除されます。また、「電子申請・届出システム」とは独立したシステムとなるため、デモ環境にて入力した内容は、「電子申請・届出システム」と共有できないことに留意ください。

※使用方法については、「電子申請・届出システム」運営ページの右上にある「ヘルプ」をクリックし、「操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版」をご覧ください。

本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320 E メール：shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp
